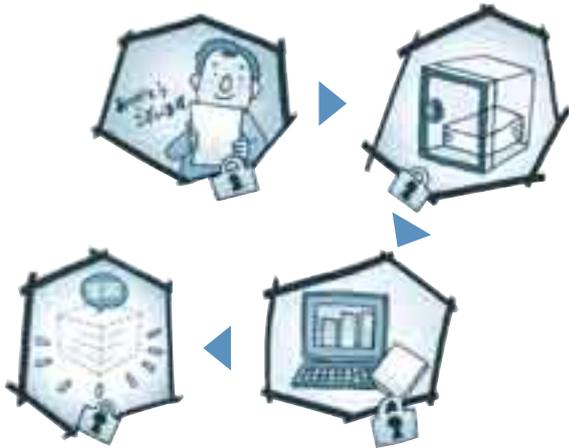


Q3

個人情報はいじょうぶ？

調査をする人が、調査の結果を他人にもらしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることは、法律で固く禁じられています。

なお、調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。



Q2

どんなことを調査するの？

男女の別、出生の年月日、国籍、就業状態、通勤、通学地など世帯員一人ひとりについて調べるほか、世帯の種類、世帯員の数、住居の種類など世帯について調べます。調査項目は全部で17項目あります。



Q5

調査はどんなことに使われるの？

都道府県議会や市町村議会の議員数の決定、地方交付税交付金の算定などに用いられ、都市計画や社会福祉施策、経済政策、防災計画などを立てたりするときの基礎資料として活用されます。

このほかにも、将来人口の予測や人口分析など、さまざまな分野で調査結果が使われます。



Q4

国勢調査員はどんな人？

調査票の配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦にもとづいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。調査員は、身分がわかる国勢調査員証を必ず携帯して世帯を訪問します。

〈調査員証〉

第〇〇〇号 **国勢調査員証**

下記の者は、平成17年国勢調査の国勢調査員であることを証明する。

氏 名 〇〇〇〇〇〇

任 命 期 間 平成17年〇〇月〇〇日から
平成17年〇〇月〇〇日まで